別表六（三十二）　記載要領

この表は、次に掲げる場合に該当する場合に記載すること。なお、「各事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細」の各欄は、申告事業年度前の事業年度について記載し、申告事業年度については記載を要しない。

⑴　所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第６号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成19年旧措置法」という。）第42条の６第３項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。⑸において「平成18年改正法」という。）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（⑴において「平成18年旧措置法」という。）第42条の６第３項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第８号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（⑴及び⑵において「平成15年旧措置法」という。）第42条の11第３項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の11第３項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成18年旧措置法第68条の11第３項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）又は平成15年旧措置法第68条の15第３項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含む。）が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第92号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「平成19年旧措置法施行令」という。）第27条の６第17項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合

⑵　平成19年旧措置法第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第５条の規定による改正前の租税特別措置法（⑵及び⑶において「平成17年旧措置法」という。）第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（⑵において「平成16年旧措置法」という。）第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）又は平成15年旧措置法第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の８第３項（事業化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の12第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成17年旧措置法第68条の12第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成16年旧措置法第68条の12第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）又は平成15年旧措置法第68条の11第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の12第３項（事業化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含む。）が平成19年旧措置法施行令第27条の７第19項（事業基盤強化設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合

⑶　平成19年旧措置法第42条の10第３項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）又は平成17年旧措置法第42条の10第３項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の14第３項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）又は平成17年旧措置法第68条の14第３項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含む。）が平成19年旧措置法施行令第27条の10第11項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合

⑷　平成19年旧措置法第42条の11第３項（情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の15第３項（情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含む。）が平成19年旧措置法施行令第27条の11第14項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合

⑸　平成18年改正法附則第106条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第７項（リース情報通信機器等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成18年改正法附則第132条（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第７項（リース情報通信機器等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含む。）が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第135号）附則第27条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第27条の11第21項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合

別表六(三十七)から別表六の二(三十七)までを同じ。

別表六の二の表中

「当期の法人税額（別表一の三「４」－別表六（五の二）「５の③」）（マイナスの場合は０）	を	「当期の法人税額（別表一の二「４」）－（別表六（五の二）「５の③」）（マイナスの場合は０）	に	「繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七(一)「４の計」）	を	「繰越欠損金の当期控除額（別表七(一)「４の計」）

除額」に改め、同表を別表六の二とする。